

告示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>新座市栗原三丁目二一七番四地 先から同市栗原三丁目二一七番 四地先まで</p>		区 間
<p>一〇・一〇〇 一一・五〇</p>	<p>八・二〇〇 八・四〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三四・三〇</p>		延長 (メートル)
<p>歩道整備事業に よる。</p>		備 考